

平成20年度海上保安庁関係予算の概要

1. 予算の基本的考え方

平成20年度予算においては、「海洋基本法」(平成19年法律第33号)の成立・施行及び「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)を踏まえ、老朽・旧式化した巡視船艇・航空機の緊急かつ計画的な代替整備等を引き続き推進するとともに、我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査を推進するための予算の確保に重点をおいた。

また、年間を通じて時間帯により差のない巡視艇の緊急出動体制(「空き巡視艇ゼロ」)の整備を引き続き推進する。

2. 海上保安庁関係予算総括表

(単位：百万円)

事 項	前年度予算額 (A)	20年度予算額 (B)	対前年度 倍率 (B/A)
海上保安庁関係予算合計 (※)	189,099	185,754	0.98
重要事項			
巡視船艇・航空機等の緊急整備	39,489	39,458	1.00
(1) 巡視船艇の整備	26,683	27,081	
(2) 航空機の整備	10,255	10,840	
(3) 船艇・航空機基地施設の整備	1,410	488	
(4) 情報通信システムの整備	1,142	1,050	
海洋調査の推進	6,687	1,645	0.25
(1) 大陸棚の限界画定のための調査の推進	6,687	307	
(2) 我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進 (*)	—	1,338	
治安、救難・防災体制の確保	1,068	1,813	1.70
(1) 海上犯罪の予防・取締りの強化	774	1,521	
(2) 海難救助・海上防災体制の強化	293	291	
海上交通の安全性・効率性の向上	5,276	5,260	1.00

(注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっている。

2. 「大陸棚の限界画定のための調査の推進」が概ね終了したことに伴う予算減を除外すると、
※印の予算合計は、対前年度 1.02 倍。

3. *印には、重点施策推進要望に係る施策 1,133 百万円を含む。

重要事項

1. 巡視船艇・航空機等の緊急整備

(1) 巡視船艇の整備

34隻〔うち継続25隻〕

27,081百万円

老朽・旧式化した巡視船艇を代替し、併せて必要な高速化、操縦性能向上等高性能化を図る。

- | | |
|--------------|-------------|
| ・1,000トン型巡視船 | 8隻（継続） |
| ・350トン型巡視船 | 13隻（うち継続9隻） |
| ・180トン型巡視船 | 2隻（継続） |
| ・30メートル型巡視艇 | 6隻（継続） |
| ・20メートル型巡視艇 | 5隻 |

代替対象約120隻のうち、19年度当初予算までに41隻まで進捗
⇒20年度予算と19年度補正予算により61隻まで進捗に目処(約5割)

(2) 航空機の整備

10機〔うち継続7機〕

10,840百万円

老朽・旧式化した航空機を代替し、併せて必要な航続性能・搜索監視能力向上等高性能化を図る。

- | | |
|---------|------------|
| ・飛行機 | 8機（うち継続5機） |
| ・ヘリコプター | 2機（継続） |

代替対象約30機のうち、19年度当初予算までに11機まで進捗
⇒20年度予算により14機まで進捗に目処(約4割)

(3) 船艇・航空機基地施設の整備

488百万円

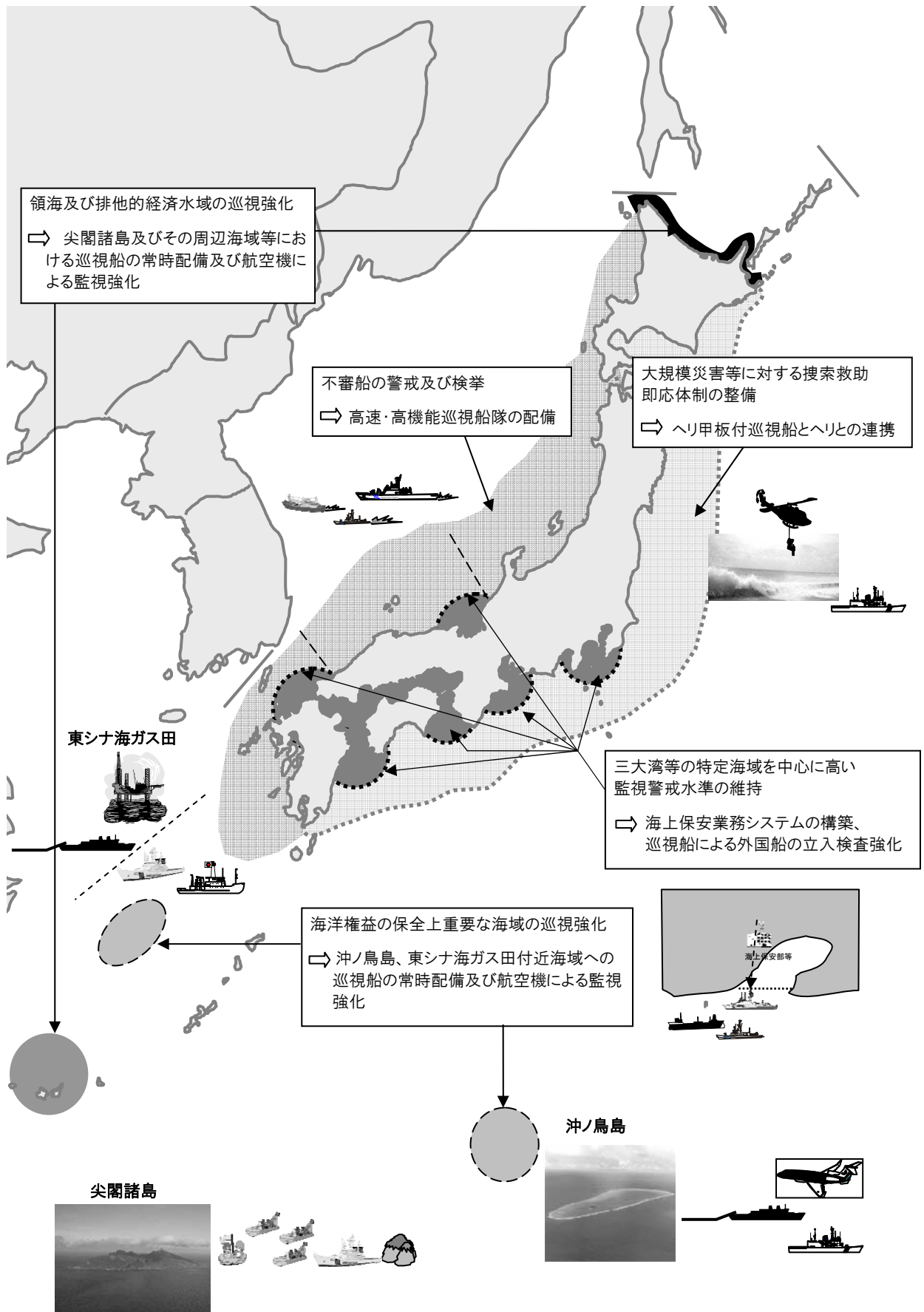
船艇・航空機の運用に必要な基地施設を整備する。

(4) 情報通信システムの整備

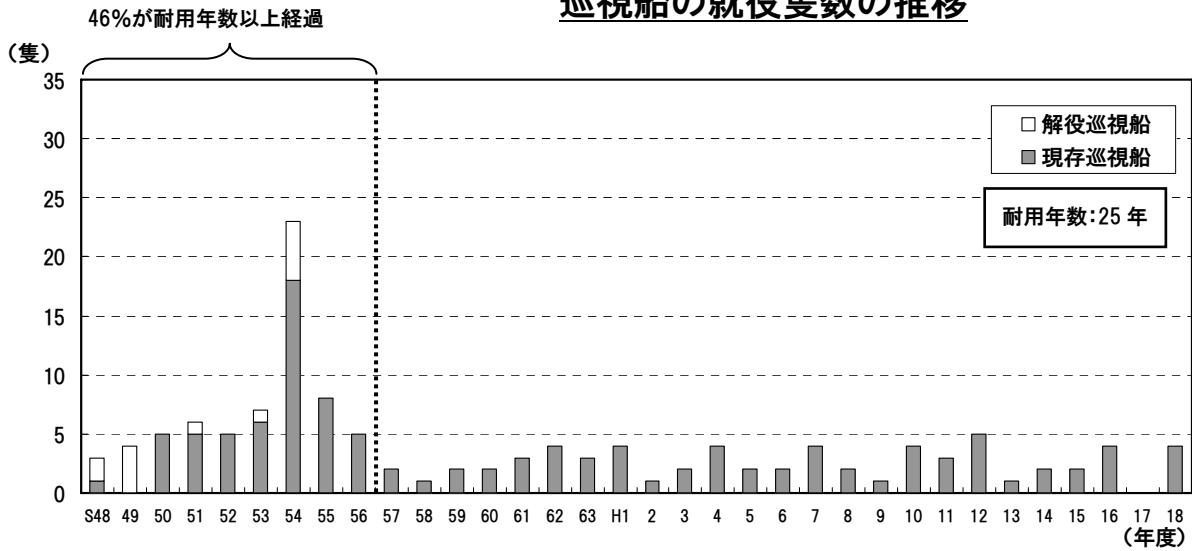
1,050百万円

「海上保安業務システム」の整備を引き続き推進する。

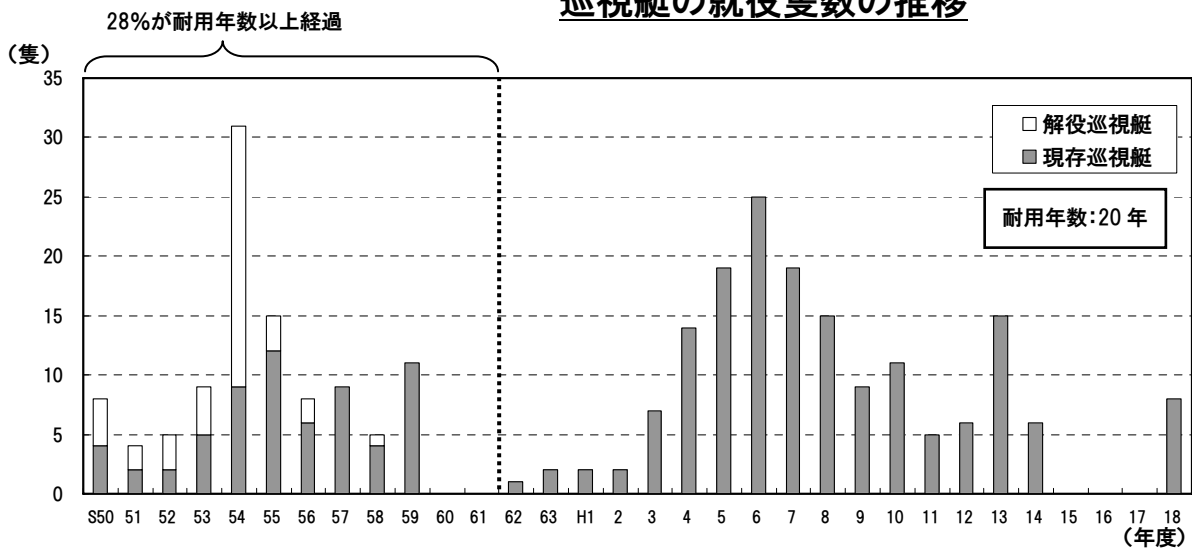
【新たな業務課題に的確に対応できる業務執行体制の確保】



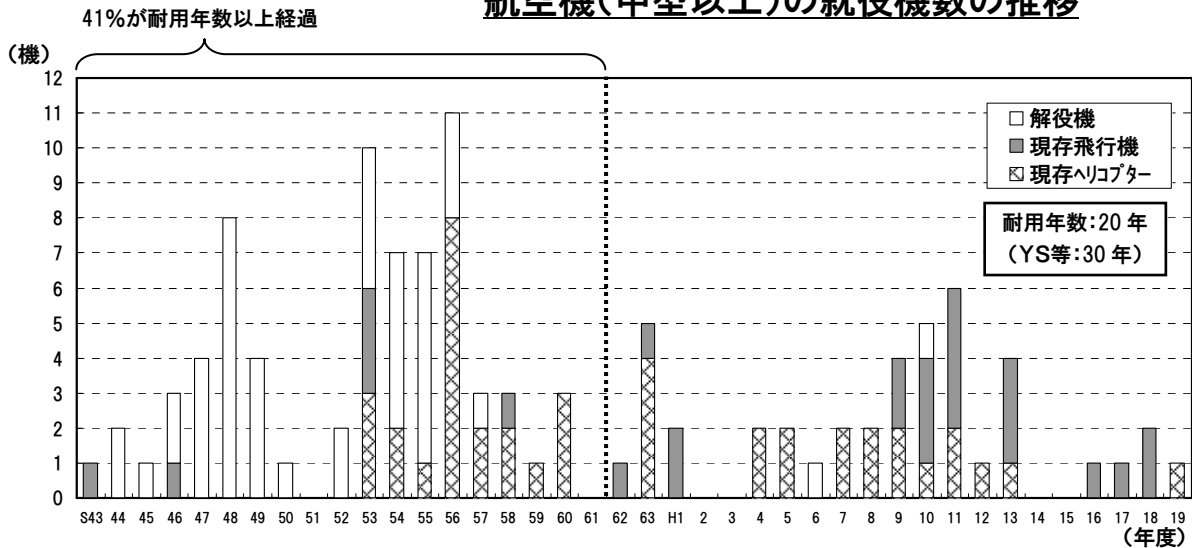
巡視船の就役隻数の推移



巡視艇の就役隻数の推移



航空機(中型以上)の就役機数の推移



2. 海洋調査の推進

(1) 大陸棚の限界画定のための調査の推進

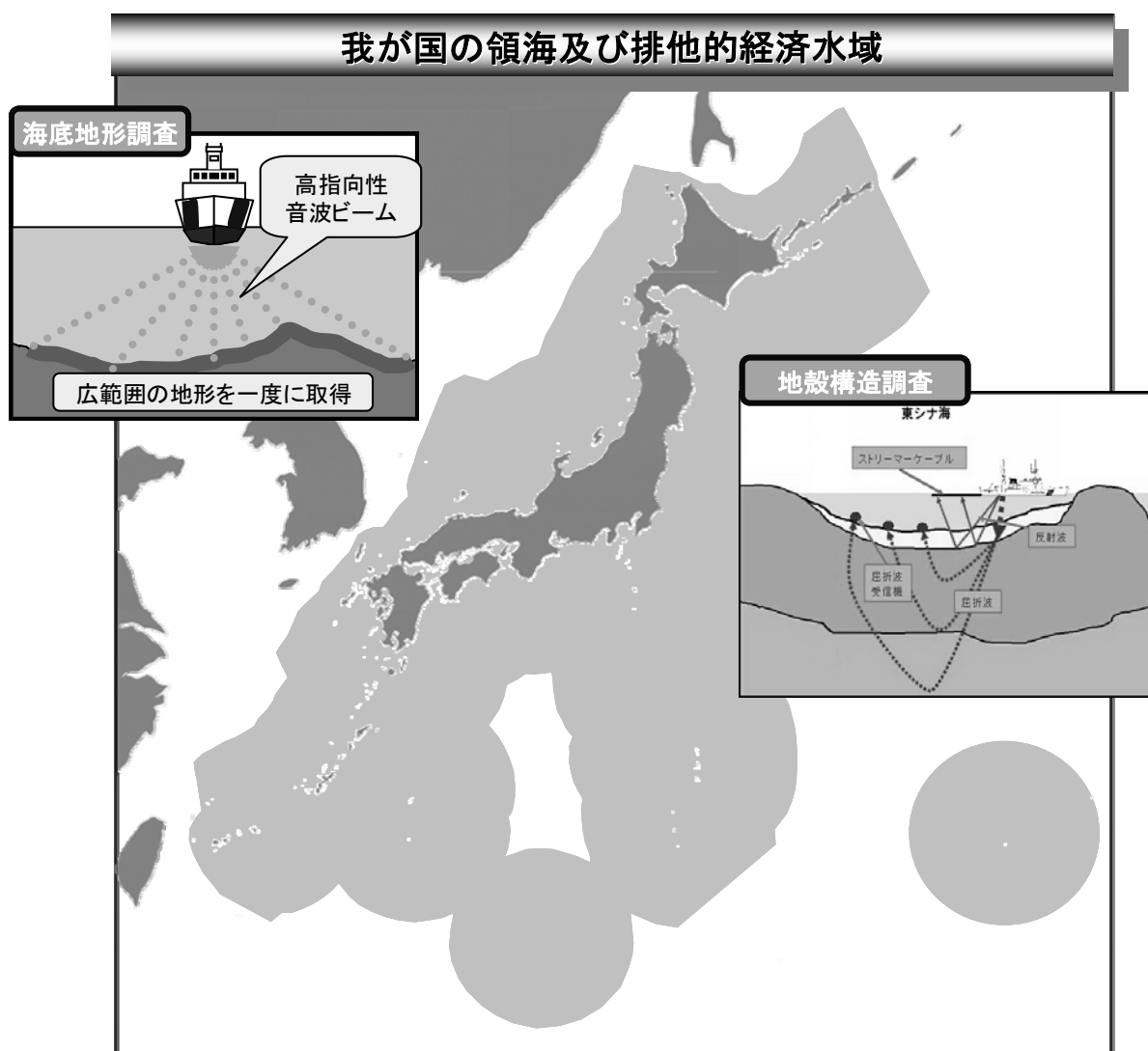
307百万円

国連海洋法条約に基づき、200海里を超えて認められる我が国大陸棚の限界画定のため、平成21年5月の国連への提出期限に向け、内閣官房の総合調整の下、関係省庁が一体となって必要な調査、国連へ提出する情報の作成及び取りまとめを実施する。

(2) 我が国領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進

1,338百万円

海洋基本法を踏まえ、我が国の海洋権益を保全するため、海洋調査を推進することとし、我が国の領海及び排他的経済水域のうち、調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造等の調査等を実施する。



3. 治安、救難・防災体制の確保

(1) 海上犯罪の予防・取締りの強化

1, 521百万円

- ・ 銃器等の密輸入をはじめとする各種海上犯罪や海上テロへの対応に必要な装備の整備等
- ・ 北海道洞爺湖サミット等海上警備に必要な装備の整備等



【海上犯罪容疑船舶の捕捉(訓練)】

(2) 海難救助・海上防災体制の強化

291百万円

- ・ 海難救助体制の強化に必要な機動救難士装備の整備
- ・ 海洋汚染物質排出事故への対応に必要な有害危険物質(HNS)に係る防除資器材の整備



【機動救難士による吊り上げ救助】

4. 海上交通の安全性・効率性の向上

5, 260百万円

海上交通の安全性・効率性を確保するため、以下の航路標識整備事業を重点的かつ計画的に推進する。

(1) AISを活用した次世代型航行支援システムの整備

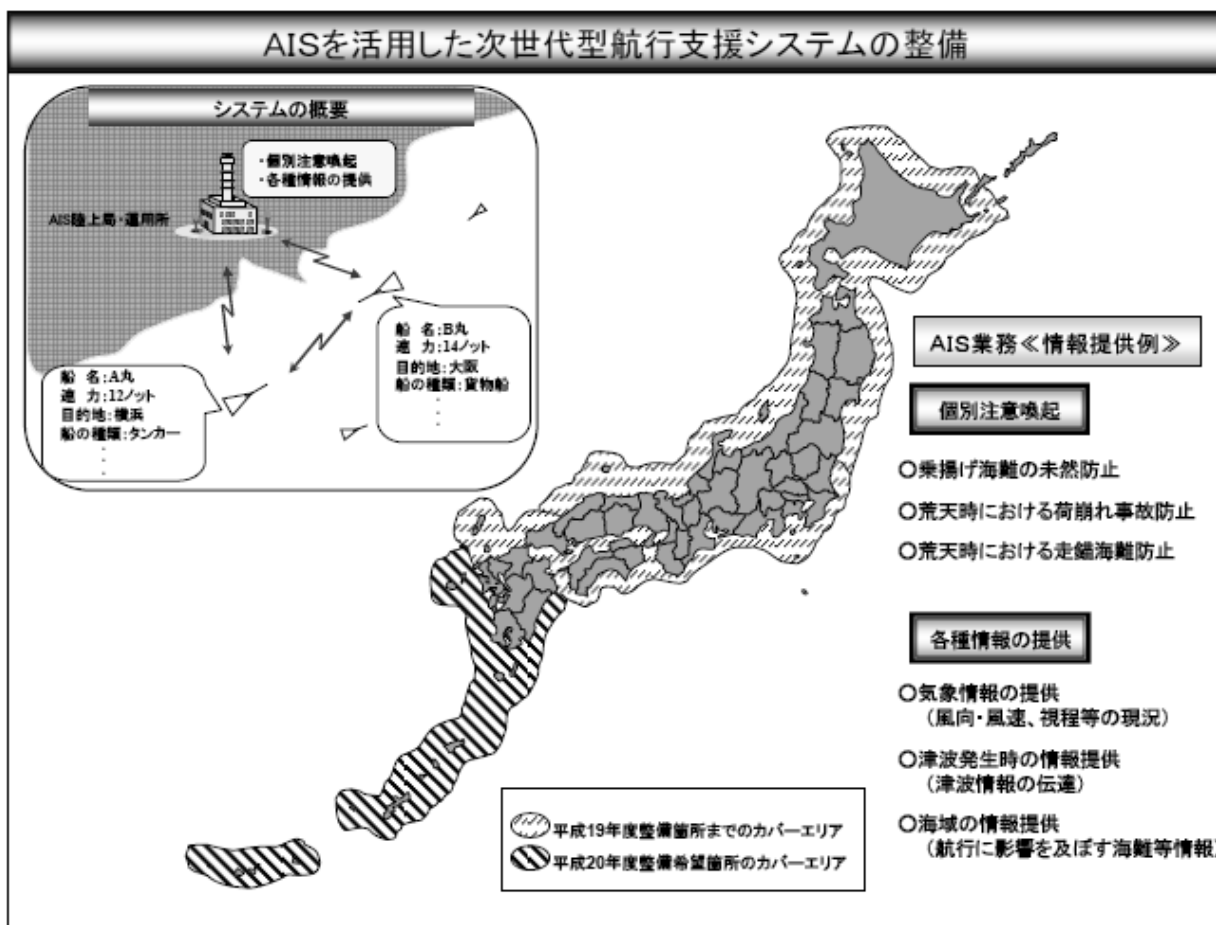
南九州から南西諸島までの海域をカバーするAIS陸上局・運用所の整備。乗揚げ海難の未然防止等に必要な機能強化。

(2) ふくそう海域における航路標識等の高度化整備

- ・航路側端を直線標示するための浮体式灯標化
- ・来島海峡潮流信号の信号方式統一（電光文字方式化）

(3) 航路標識の省エネ・エコロジー化（LED化、太陽電池化）

(4) 航路標識の機能維持（防災・安全対策）



※AISとは、船舶間において、船舶の船名、位置、速力、目的地等の情報を自動的に交換する装置で、国際航路に従事する旅客船と300トン以上の船舶は、既に搭載が完了し、国際航路に従事しない500トン以上の船舶は、平成20年7月1日までに搭載が義務付けられている。
(陸上局は、この情報を受信)

5. 巡視艇の複数クルー制拡充による海上保安体制の強化

～「空き巡視艇ゼロ」を目指して～

171人

海上における国民の安全・安心を守るため、年間を通じて時間帯により差のない巡視艇の緊急出動体制を整備するとともに、容疑船の継続的な動静監視と外国船舶に対する立入検査を強化するなど治安向上のための海上保安体制の強化を図る。

- (1) 沿岸部や港内の事件・事故に対する勢力である巡視艇について乗組員の休養日（年104日）による初動遅延を解消するとともに、容疑船の継続的動静監視等、長時間に及ぶ事件・事故対応を的確に行うため、複数クルー制を拡充する。
- (2) 複数クルー化された巡視艇乗組員の勢力を活用して、外国船舶への立入検査、密漁の取締り等を強化する。



迅速な海難対応



徹底した立入検査



監視・警戒体制の強化



密漁等の取締強化